~舞鶴市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業~

舞鶴市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業ってどんな事業ですか?

自分で家庭ごみを地域の集積所まで出すことが困難な高齢者や障害のある人を対象に可燃ごみを週1回、不燃ごみ・紙ごみを月1回、収集業者が自宅の玄関先まで訪問し、家庭ごみの収集を行う事業です。

どんな人が対象になりますか?

舞鶴市内に居住している方で、世帯の全員が次の(1)~(3)すべての要件を満たしていることが必要です。

- (1)自分で集積所へのごみ出しができない。
- (2)親族等によるごみ出しができない。
- (3)介護保険(介護予防・日常生活支援総合事業含む)、障害福祉サービスにおけるホームヘルプサービスを利用している。

利用についてどこに相談すればいいですか?

- (1) 利用を希望する方は担当のケアマネジャーや相談支援専門員にご相談ください。利用の申請後、本事業の対象となられるかどうか市で審査し、利用決定(却下)通知書をお送りします。
- (2) 利用決定通知書を受けられた方は、収集業者へ連絡し、利用契約を結んでください。※収集業者名、連絡先は利用決定通知書に記載しています。

具体的な費用などはどうなっているの?

可燃ごみ : 週1回 110円(税込み)/回

不燃ごみと古紙: 月1回 110円(税込み)/回

- ※料金の支払い方法については収集業者と相談して決めてください。
- ※収集 1 回につき排出上限量があります。可燃ごみは 6 袋、不燃ごみはペットボトル・プラスチック容器包装類・埋立ごみの合計で 6 袋、金属・缶・びん・有害ごみの合計で 4 袋、紙ごみ(資源ごみ)は合計で 6 束です。

ごみ出し時の注意点

- ① 可燃ごみ、埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類は舞鶴市の指定 ごみ袋に入れて出してください。排出のルールは集積所にごみを出す時と同じ です。※排出ルールが守られていないごみは回収されません。
- ② ごみを分別して、玄関先まで出していただくことが必要です。集合住宅も可能ですが、事前に住宅の管理者の了承をとってください。オートロックの場合は施錠解除する必要のない収集可能な場所においてください。
- ③ 利用者ご自身でごみの飛散対策や便乗排出の防止を行ってください。 可燃ごみは蓋つきのごみ箱に、不燃ごみはシートをかぶせるか、蓋つきのご み箱に入れてください。







- ④ 入院や施設入所等でサービスを一時的に停止する場合は、必ず収集業者へ連絡してください。収集不要の連絡が無い場合は利用料金が発生します。
- ⑤ 粗大ごみや引っ越し等に伴う大量のごみは収集できません。
- ⑥ 粗大ごみはリサイクルプラザへ連絡し戸別収集(有料)をご利用ください。
- ⑦ 引っ越し等に伴う大量のごみは個別に収集業者へご相談ください。※本事業に該当しない方は全額自己負担で同じ内容のサービスを受けることができます。詳しくは下記の一般廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。

<一般廃棄物収集運搬許可業者>

地区	業者名	連絡先
東地区		☎62-1466
中地区 西地区(伊佐津川以東) 加佐地区(由良川以西)	㈱舞鶴興進社	2 63−8775
西地区(伊佐津川以西) 加佐地区(由良川以東)	㈱舞鶴浄美社	2 75−1252

お問い合わせ先

舞鶴市役所本庁 生活環境課 美化推進係 66-1005(直通)